

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部変更について次のとおり協議する。

関西広域連合規約の一部を改正する規約案

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第2条中「兵庫県」の右に「、奈良県」を加える。

第4条第1項第7号イ中「調理師法第3条第1項」を「調理師法第3条」に改め、同条第2項中「事務のうち」の右に「、同項第1号（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを」を加える。

第8条中「36人」を「39人」に改める。

別表総務費の部から事業費の部までを次のように改める。

総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割 10分の10
	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び徳島県	受験者数割 10分の10

企 画 調 整 費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	均等割（これにより難しい事務に係る経費にあつては、広域連合長が別に定める負担割合） 10分の10
事 業 費	第4条第1項第1号に規定する事務に係る経費	同項第2号から第8号までに掲げる事務についてそれぞれ負担する構成団体	同項第2号から第8号までに掲げる事務ごとの負担割合
	第4条第1項第2号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県及び徳島県	人口割 10分の5 宿泊施設数割 10分の5
	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の5 宿泊施設数割（文化及びスポーツの振興に関する事務に係る経費にあつては、均等割） 10分の5
	第4条第1項第4号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大	人口割 10分の5 事業所数割 10分の5 （第1次産業の振興に関

	阪市、堺市及び神戸市	する事務に係る経費に あつては、第1次産業 就業者数割 10分の10)
第4条第1項第5号アに 規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、和歌山県、鳥取 県及び徳島県	利用実績割 10分の10
第4条第1項第5号イに 規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、和歌山県、鳥取 県及び徳島県	人口割 10分の10
第4条第1項第5号ウに 規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、和歌山県、鳥取 県、徳島県、京都市、大 阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第6号に規 定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、和歌山県、徳島 県、京都市、大阪市、堺 市及び神戸市	人口割 10分の10
第4条第1項第7号に規 定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、和歌山県及び徳 島県	受験者数割 10分の10
第4条第1項第8号に規 定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、和歌山県、徳島 県、京都市、大阪市、堺 市及び神戸市	受講者数割（ウェブ研修 に関する事務に係る経 費にあつては、均等割） 10分の10

事業費のうち、この表の中欄又は右欄の規定により難しいと認められる事務に係る経費にあつては、負担する構成団体又は負担割合について広域連合長が別に定める。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあつた日から施行する。

平成27年 9 月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

奈良県が関西広域連合に加入するとともに、規定を整備するため、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

関西広域連合規約（抄）

（広域連合を組織する地方公共団体）

第2条 広域連合は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、**奈良県**、和歌山県、鳥取県及び徳島県（以下「構成府県」という。）並びに京都市、大阪市、堺市及び神戸市（以下「構成指定都市」という。以下「構成府県」とあわせて「構成団体」と総称する。）をもって組織する。

（広域連合の処理する事務）

第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

(1) - (6) 省 略

(7) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する准看護師、調理師法（昭和33年法律第147号）に規定する調理師及び製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）に規定する製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 省 略

イ 調理師法第3条第1項、第3条の2（第3項及び第4項を除く。）、第4条から第5条の2（第3項を除く。）まで及び第6条に規定する事務

ウ 省 略

(8) - (9) 省 略

2 前項各号に掲げる事務のうち、**同項第1号**（同項第4号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）及び**第4号から第8号までに掲げる事務にあつては奈良県に係るものを**、同項第1号（同項第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務に関する計画に係る部分に限る。）、第2号及び第6号から第8号までに掲げる事務にあつては鳥取県に係るものを、同項第3号（アからウまでに係る事務に限る。）、第5号（ア及びイに係る事務に限る。）及び第7号に掲げる事務にあつては構成指定都市に係るものを除くものとする。

3 省 略

（広域連合の議会の定数）

第8条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、36人とする。
39人

別表（第20条関係）

経費の区分		負担する構成団体	負担割合
総務費	第4条第1項第7号に規定する事務に係る人件費以外の経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	省 略
	省 略	省 略	省 略
企画調整費	第4条第1項第9号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	省 略
事業費	省 略	省 略	省 略
	第4条第1項第2号及び第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	省 略
	第4条第1項第3号アからウまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、鳥取県及び徳島県	省 略
	第4条第1項第3号エからクまでに規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県 、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	省 略
	省 略	省 略	省 略
	第4条第1項第5号ウに規定する事務に係る経費	省 略	省 略

第4条第1項第6号に規定する事務に係る経費	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市	人口割 10分の10
省 略	省 略	省 略

備考 省 略

(参 考)

地方自治法（抄）

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 - 8 省 略

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。